



「できた！」

No.43

文責 校長 木下和敏

体験学習等に取り組んでいます

11月21日（火）に3年生の社会科見学を実施しました。子どもたちは、貸し切りバスを利用して初めての体験学習を楽しみにしており、事前学習もしっかりと取り組むことができました。見学場所は、中央消防署内にある防災体験広場、長崎県警察、そして長崎市歴史民俗資料館です。私たちの生活を守る仕組みやそこで働く人々の努力を学ぶとともに、昔の生活の様子・生活道具などを知り、今の生活との違いを実感する活動となりました。

21日には1年生と大園幼稚園・滑石保育園の年長児さんとの交流会も実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、ここ数年、実施することができませんでしたが、5類に移行されたこともあり、1年生の子どもたちに自分の成長を実感させると共に、年長児さんには小学校生活への期待感を高めるなどの目的をもって実施することとしました。じゃんけん列車のゲームをみんなでした後、各学級2つずつのコーナー（的あて、魚釣り、けん玉etc）を作り、年長児さんにゲームの説明をして、実際に楽しんでももらいました。最後には記念のメダルをプレゼントすることができました。

22日（水）には、6年生のキャリア教育（総合的な学習の時間）の一環として、修学旅行でお世話になった県営バス観光の城臺さんとエルパティオ牧場の出口さんにゲストティーチャーとして講話をしていただきました。旅行業の仕事の内容やその仕事に就こうと思ったきっかけ、就くまでの過程などを話していただく中で、自分なりの夢を抱くことの大切さや夢を語ることで現実に近づくこと、逆境を見方を変えることで自分にとってプラスとなる視点に変えることなど、たくさんのお話をいただきました。AIなどの進化により、子どもたちが成人するころには多くの仕事が自動化・機械化されていくと言われています。人との出会いを大切にすることで、自分の夢や憧れをしっかりと抱いていってほしいと思いました。

2学期は各学年の行事がありました。12月1日（金）に人権集会を行います。人として生まれながら保障されている基本的な人権などへの意識を高めていくようにしたいと思います。

12月の行事等の予定

日	曜日	内 容
1	金	人権集会、学校評議員会
4	月	特別日課（金曜日課）
5	火	特別日課（金曜日課）
6	水	特別日課（金曜日課）
7	木	特別日課（金曜日課）
8	金	特別日課（金曜日課）
11	月	給食栄養指導（1年3組）
12	火	EEI
13	水	給食栄養指導（1年2組）
15	金	クラブ活動
21	木	えがお学級親子レクリエーション
22	金	第2学期終業式

※第3学期始業式は「1月9日（火）」です。

「子どもを守るための」

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」について、学校のエducational活動において、リーフレットを用いて子どもたちに指導するよう県・市教育委員会を通じて文部科学省から通知がありました。学校では子どもたちの発達段階に応じた指導を行います。小学生用リーフレットを添付しますので、対岸の火事とは考えず、御家庭でも子どもを守るために話題にしていいただければと思います。よろしくお願いします。

子どもを守るための 法律のルールってどんなものがあるの？



そんなことはありません！

あなたの体はあなただけのもので、とっても大切なもの。

ほかの人が勝手にさわってはいけないんだよ。

あなたのからだの水着でかくれる部分などの自分だけの大切なところをさわられたら、

それは犯罪の被害です。わるいのは、あなたではなく、さわった人です。

それは、あなたが男子でも女子でも同じこと。

親や学校の先生など、信頼できる大人にすぐに相談しましょう。

そのほかにも

「腹めいで、写真とらせてよ。」



「イヤだ…」



はだかの写真をとられてしまった…

子どものはだかや下着すがたの写真・動画をとることは、犯罪です。



SNSで知り合った人から…



わたしも若い年代よ！
写真とらせてあげよう！
わたしも！
写真とらせてあげよう！
写真とらせてあげよう！

面白いね！
そうだねー
写真とらせてあげよう！
面白いね！
写真とらせてあげよう！
写真とらせてあげよう！

写真とらせてあげよう！
写真とらせてあげよう！
写真とらせてあげよう！
写真とらせてあげよう！
写真とらせてあげよう！
写真とらせてあげよう！



こんなメッセージがきた…

子どもに、

- うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、体をさわったりする目的で、会おうと言うこと
- 自分の裸の写真・動画をとって送るように言うことは、犯罪です。



困ったときはここに相談してみよう

人権相談（法務局）

●こどもの人権110番

☎ 0120-007-110

平日
午前8時30分～
午後5時15分

●SNS（LINE）人権相談



●こどもの人権SOSモニター ※全国の小・中学校で実施しています

性犯罪被害相談（警察）

☎ #8103 ※24時間受付

子供のSOSの相談窓口（文部科学省）

●子供のSOSの相談窓口

●24時間子供SOSダイヤル

☎ 0120-0-78310 ※24時間受付

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

☎ #8891 ※24時間受付



性暴力に関するSNS相談（チャット）

「Cure time（キュアタイム）」

※毎日17時～21時受付



親子のための
相談LINE



※お住まいの地域によって受付時間が異なります。

児童相談所
虐待対応ダイヤル

☎ 189 ※24時間受付



保護者の方へ

2023年（令和5年）6月に、
性犯罪についての法律が改正されました。



※詳しくは
法務省HPへ

詳細は
法務省HPへ

